**「併設施設地域開放型サービス付き高齢者向け住宅」の登録対象**

以下に示す高齢者生活支援施設を併設しているサービス付き高齢者向け住宅とします。

（交流施設系）

①食事サービス施設（地域の方にも開放された食堂、近隣への食事配達）

②交流施設（集会所、サークル活動）

③健康維持施設（機能維持、機能回復）

（介護関連系）

④短期入所生活介護事業所

⑤短期入所療養介護事業所

⑥小規模多機能型居宅介護事業所

⑦看護小規模多機能型居宅介護事業所（複合型サービス）

⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

併設される高齢者生活支援施設は、以下の点を考慮した運営がされていること。なお、運営については契約書、入居管理規定などを定期報告や立入検査時において確認する。

①入居者以外の方も利用できる地域に開かれた施設

②地域支援事業として社会参加の場所として利用される施設